

議第175号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和6年3月1日提出

京都市長 松 井 孝 治

相手方	
事件の種類	母子福祉資金貸付金の返還及び遅延損害金の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、本市が母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子福祉資金貸付金として貸し付けた就学支度資金及び修学資金（以下「本件貸付金」という。）の連帯借受人として、本件貸付金を返還する義務があることから、本市は、借受人及び相手方に対し、本件貸付金のうち返還の期限を迎えたものについて支払を請求したが、借受人及び相手方は、その一部しか返還していない。</p> <p>そこで、本市は、伏見簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に本件貸付金に係る滞納額から既に支払われた金額を差し引いた額（616,808円）の金員、遅延損害金及び支払督促の費用の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を發したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。</p> <p>このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。</p> <p>なお、今後返還の期限を迎える本件貸付金について、本件の訴えの係属中に新たに滞納が生じたときは、本件の訴えに当該滞納に係る本件貸付金の返還の請求を追加することとする。</p> <p>また、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。